

## 石油化学コンビナートの構成事業者による カーボンニュートラルの実現に向けた共同行為に係る相談事例について

### 相談の要旨

出光興産

東ソー

トクヤマ

日鉄ステンレス

日本ゼオン

共同の発電設備等の設置及び利用等

原材料の共同購入等

二酸化炭素の共同での回収等

石油化学製品等の製造販売を行っている

出光興産(株)・東ソー(株)・(株)トクヤマ・日鉄ステンレス(株)・日本ゼオン(株)から、

**周南コンビナートにおけるカーボンニュートラルの実現に向けた以下を主とした取組について相談がなされた**

- (1) 発電設備等で使用する燃料について、**化石燃料から燃焼時に二酸化炭素の排出がないアンモニア等に転換するための共同の発電設備等の設置及び利用等の取組**（※結果として、二酸化炭素の大幅な削減を見込む）
- (2) 製品の原材料について、化石燃料を原材料に用いた基礎化学品（エチレン、プロピレン等）から、二酸化炭素の排出が少ない原材料を用いたバイオ基礎化学品等に転換するための**原材料の共同購入等の取組**
- (3) 製品の製造の際に排出される**二酸化炭素の共同での回収、燃料・原材料への再利用又は貯留の取組**

### 独占禁止法上の考え方

- 本件取組によって二酸化炭素の大幅な削減が見込まれ、**グリーン社会の実現に向けた取組と認められる**
- 本件取組は製品のコストに影響を与える取組であるが、**多くの製品については、出光興産ほか4社間に競合関係がないため、共同行為によって一定の取引分野における競争の実質的制限は生じない**
- 競合する製品であっても、地理的範囲が「日本全国」として画定されることなどから、**有力な競争事業者が存在したり、需要者から競争圧力が働いていたりするなどの市場の状況にあるため、共同行為によって一定の取引分野における競争の実質的制限は生じない**

### 公正取引委員会の回答の要旨

- ✓ 出光興産ほか4社が実施する(1)から(3)までの共同行為については、独占禁止法上問題となるものではない
- ✓ (1)から(3)まで以外の、周南コンビナートにおけるカーボンニュートラルの実現に向けた共同行為は、製品の販売価格のカルテルといった競争制限行為に該当しない限り、独占禁止法上問題となるものではない